

# 兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第28号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

<b>企業庁管理規程</b>	ページ
○ 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程	1
<b>病院局管理規程</b>	
○ 病院局公印規程の一部を改正する管理規程	4
<b>病院局訓令</b>	
○ 病院局公文書管理要綱の一部を改正する訓令	5

## 企業庁管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県公営企業管理者 水 埜 浩

### 兵庫県企業庁管理規程第2号

#### 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項ただし書きを削り、同条第4項第1号中「(育児短時間勤務職員等にあつては2時間以上)」を削り、「(短時間勤務職員にあつては、当該短時間勤務職員の前項に規定する単位期間ごとの勤務における勤務時間を当該期間における第1項の規定による週休日以外の日数で除して得た時間。次項及び第17項第2号において同じ。)」を削り、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項第2号中「第9項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第6項」を「及び第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とし、同条第11項中「第9項」を「第8項」に改め、「第13項」を「第12項」に改め、同項を第10項とし、同条第12項中「第9項」を「第8項」に改め、同項を第11項とし、同条第13項中「第9項」を「第8項」に、「第10項」を「第9項」に、「第11項第2号」を「第10項第2項」に改め、同項を第12項とし、同条第14項中「第16項」を「第15項」に改め、同項を第13項とし、同条第15項第1号中「第8項」を「第7項」に、「第9項」を「第8項」に改め、同項第3号を削り、同項を同条第14項とし、同条第16項中「(育児短時間勤務職員等を除く。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であつて勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として管理者が認めるもの

第3条第16項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とし、同条第18項中「第16項」を「第15項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「及び第6項」を削り、「第5項中「第3項」とあるのは「第16項」と、「第4項第1号(ただし書を除く。)&及び第2号」とあるのは「第18項第2号(休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。)&及び第3号」と、を削り、同項中「第6項中「第3項」とあるのは「第16項」を「第5項中「第3項」とあるのは「第15項」に、「第4項第2号」とあるのは「第18項第3号」を「第4項第2号」とあるのは「第17項第3号」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「第16項」とあるのは「第15項」に改め、「第17項」とあるのは「第16項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「第16項」を「第15項」に改め、「第18項第1号」を「第17第1項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項を同条第21項とし、第23項中「第21項」を「第20項」に改め、同項を同条第22項とし、第24項中「第22項各号」を「第

21項各号」に改め、同項を同条第23項とし、同条第25項中「第12項の」を「第11項の」に、「第20項」を「第19項」に、「第21項及び第23項」を「第20項及び第22項」に、「第12項中「申告並びに第9項」」を「第11項中「申告並びに第8項」」に、「第16項に規定する申告並びに第21項」を「第15項に規定する申告並びに第20項」に、「週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに第23項」を「週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに第22項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第26項中「第21項」を「第20項」に、「第16項第1号」を「第15項第1号」に改め、同項を同条第25項とし、同条第27項中「第21項」を「第20項」に、「第16項第1号」を「第15項第1号」に改め、同項を同条第26項とし、同条第28項を削り、同条第29項中「第16項」を「第15項」に改め、同項を同条第27項とし、同条第30項を同条第28項とする。

第4条第1項中「第16項又は第30項」を「第15項又は第28項」に、「第16項、第30項又は第32項」を「第15項又は第28項」に改め、同条同項第1号中「第30項」を「第28項」に改め、同条第2項中「前条第2項又は第2項、第3項、第16項、第30項又は第32項並びにこの条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）」を「勤務日等（第7条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）」に改める。

第7条第1項第1号中「第3条第30項」を「第3条第28項」に改める。

（企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第2条 企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

組 織 名	職 務 区 分									
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級	特 10 級
本 庁	職 員	職 員	主 任  職 員	主 査	班 長  主 幹  工 事 検 査 専 門 員	副 課 長  班 長  主 任 工 事 検 査 専 門 員	課 長  参 事  官	次 長  参 事	企 業 庁 長	
地 方 機 関	職 員	職 員	主 任	課 長 補 佐	課 長	所 長  浄 水 場 長	所 長	所 長		

			職員	主査	課長 補佐	副所 長 所長 補佐				
--	--	--	----	----	----------	---------------------	--	--	--	--

備考

- 1 本庁に置かれる係長の職務については、6級とする。
- 2 本庁又は地方機関に置かれる付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

組織名	職	区分
本庁	企業庁長	1種
	次長	2種
	企業庁参事	3種
	課長	4種
	課参事官	
副課長 班長（職務の級が7級の者に限る。）	5種	
地方機関	所長（職務の級が9級の者に限る。）	2種
	所長（職務の級が8級の者に限る。）	3種
	所長（職務の級が7級の者に限る。）	5種
	副所長	
	浄水場長	
所長補佐		

附則第6項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改める。

附則第7項を削る。

（企業庁公印規程の一部改正）

第3条 企業庁公印規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「公文書以外に使用してはならない。」を「次に掲げる文書に使用する。」に改める。

第7条に次の4号を加える。

- (1) 法令、条例又は規則の規定により公印を使用する必要がある文書
- (2) 県又は相手方の権利義務に重大な影響を及ぼす文書

- (3) 事実証明に関する文書その他真正であることを証明する必要がある文書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に公印を使用することが必要であると認められる文書  
(企業庁宿舍管理規程の一部改正)

第4条 企業庁宿舍管理規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。  
様式第3号を次のように改める。  
様式第3号（第6条・第7条関係）

宿 舎 入 居 申 込 書

次の理由により宿舎に入居したいから承認されたく申し込みます。

年 月 日  
宿舎管理者 様

所 属 名  
職 名  
氏 名

理 由

入居者

入 居 者 氏 名	性 別	続 柄	生 年 月 日	備 考

単身赴任手当受給の有無 有 ・ 無 ・ 申請中  
附 則  
この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

病院局公印規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。  
令和4年3月31日

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

兵庫県病院局管理規程第9号

病院局公印規程の一部を改正する管理規程

(病院局公印規程の一部改正)

第1条 病院局公印規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。  
第8条第1項中「公文書以外に使用してはならない」を「次に掲げる文書について使用するものとする」

に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法令、条例又は規則の規定により公印を使用する必要がある文書
- (2) 県又は相手方の権利義務に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 事実証明に関する文書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に公印を使用することが必要であると認められる文書

附 則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 病 院 局 訓 令

病院局公文書管理要綱の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

### 兵庫県病院局訓令第1号

#### 病院局公文書管理要綱の一部を改正する訓令

(病院局公文書管理要綱の一部改正)

第1条 病院局公文書管理要綱（令和2年兵庫県病院局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第16条中「企画県民部管理局文書課（以下「文書課」）を「総務部法務文書課（以下「法務文書課」）に改める。

第17条第1項中「文書課」を「法務文書課」に改め、同条第2項中「企画県民部管理局文書課長（以下「文書課長」）を「総務部法務文書課長（以下「法務文書課長」）に改める。

第18条第1項中「文書課長」を「法務文書課長」に改め、同条第2項第2号中「文書課」を「法務文書課」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。